

★中学校「すまいるルーム」ご利用のための相談の流れ

1

教育委員会(支援教育担当)への申し込み

- ・在籍学級担任等へ利用の相談を行った上で、保護者の方が電子申請または電話で相談の申し込みをしてください。

2

就学相談書類の送付

- ・教育委員会より、就学相談の書類を郵送します。必要事項をご記入の上、速やかに返送してください。
- ・相談書類が到着後、面談日・場所等の調整の連絡をします。(混雑状況により面談の調整までしばらくお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。)

3

教育相談室での面談

- ・教育相談室の心理の相談員が、お子さんの状況を客観的に把握するための発達検査の実施や様子を見ます。
- ・保護者の方は、就学相談員との面談を行います。

4

「特別支援教室」利用相談会

- ・相談をお申し込みの複数名のお子さんが集まり、中学校教員が模擬授業を行い、小集団活動を通し、様子を見ます。
- ・保護者の方は、教育委員会職員と短時間の面談を行います。
※3. 4の資料をもとに検討を行い、意見をまとめます。
※「すまいるルーム」の利用が適当であるとの判断になった場合のみ、利用することができます。(「すまいるルーム」の利用決定以外の結果が出る場合もありますので、ご了承ください。)

5

保護者への連絡・相談

- ・まとまった意見等をお伝えします。
※「すまいるルーム」の利用決定以外の結果が出た場合は、支援内容について必要に応じて継続して相談を行うこともあります。



←電子申請はこちらから

お問い合わせ

●「すまいるルーム」の制度や利用に関する相談について
世田谷区教育委員会事務局
支援教育課 支援教育担当 電話 6453-1514

●教育内容・方法について
世田谷区教育委員会事務局
支援教育課 指導主事 電話 6453-1801